

知多市粗大ごみ処理券の販売に関する確認書

(総則)

第1条 本確認書は、知多市（以下「甲」という。）、知多市商工会（以下「乙」という。）及び取扱店（以下「丙」という。）が、知多市粗大ごみ処理券の販売を行うことを目的として、基本的な事項について、定めるものである。

(甲乙間の契約)

第2条 甲は、別契約によりごみ処理手数料徴収事務等を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(丙の取扱業務)

第3条 丙は、知多市粗大ごみ処理券に関する要綱第8条の規定により、粗大ごみ処理券を乙から仕入れ、適正に管理し、市民の求めに応じて粗大ごみ処理券を販売するものとする。

(ごみ処理手数料の納付)

第4条 丙は、粗大ごみ処理券の仕入時又は月締め後の請求時に、ごみ処理手数料から粗大ごみ処理券取扱手数料を差し引いた額を乙に納付するものとする。

(粗大ごみ処理券の取扱手数料)

第5条 粗大ごみ処理券の取扱手数料は、ごみ処理手数料の10%に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

(粗大ごみ処理券の取扱いについて)

第6条 粗大ごみ処理券の販売は、1枚単位とする。

(公共性の認識)

第7条 乙及び丙は、業務の実施に当たり、公共性を認識し、善良なる管理者の注意をもって、誠実に業務を実施しなければならない。

(法令等の遵守)

第8条 乙及び丙は、業務の実施に当たり、関係法令等を順守しなければならない。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第9条 乙及び丙は、この確認書から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙及び丙は、業務に係る物品を、第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙及び丙は、業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約の終了後においても同様とする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙及び丙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(有効期間)

第12条 本確認書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による解除の申入れがない限り、同一条件で自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この確認書に定める事項について、疑義が生じた事項又はこの確認書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この確認を証するための確認書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

日付は空欄

甲 知多市環境経済部ごみ対策課
課長 新美博英 印

乙 知多市商工会
事務局長 加藤誠司 印

丙 株式会社第一スーパー
代表取締役 知多梅子

押印